

安太企第50号  
令和5年12月20日

安芸太田町長期総合計画審議会会長 様

安芸太田町長 橋本 博明



諮 問 書

安芸太田町長期総合計画審議会条例（平成17年条例第4号）第2条の規定により貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和7年度からの「安芸太田町総合計画」の策定にかかる基本的な考え方について

2 諮問理由

これまで本町では、平成27年度から令和6年度を計画期間とする第二次安芸太田町長期総合計画に基づき「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田～ほどほど便利 とびきり幸せ 笑顔かがやく里山のまち～」を基本理念とするまちづくりに取り組んでまいりました。

この度、第二次安芸太田町長期総合計画の計画期間が令和6年度をもって終了することから、今後の安芸太田町の人口減少及び高齢化の一層の進行や、情報技術の進展をはじめとした社会情勢の急速な変化、持続可能な社会の構築に向けた時代に即応した行政運営を推進していくための指針となる次期安芸太田町総合計画の策定に関して諮問するものです。

3 答申期限

答申は令和7年2月28日までをお願いいたします。